

令和6年度愛知県障害者虐待防止・権利擁護研修 <対象：全職員>

講 義

「虐待防止措置・
身体拘束適正化措置の把握」

2024.12. 4 (水) 13:30~14:30

2025. 1.16 (水) 13:30~14:30

社会福祉法人 成春館 鎌田博幸

1. 「障害者虐待防止の更なる推進」で令和4年度から義務化された内容はなんでしょう？

① 従業者の（ ）の実施

「従業者」は、全ての職員が含まれる

② （ ）委員会の設置

「委員会」は少なくとも年（ ）回開催すること

③ 虐待防止（ ）の設置

障害者虐待防止の更なる推進

○障害者虐待防止の更なる推進のため、**運営基準に以下の内容を盛り込む。**

※ **令和4年度より義務化**（令和3年度は努力義務）

[現 行]

- ① 従業者への**研修実施**（努力義務）
- ② 虐待の防止等のための**責任者**の設置（努力義務）

[見直し後]

- ① 従業者への**研修実施**（義務化）
- ② 虐待防止のための対策を検討する**委員会**として虐待防止委員会(注)を設置するとともに、委員会での検討結果を従業者に周知徹底する（**義務化（新規）**）
- ③ 虐待の防止等のための**責任者**の設置（義務化）

(注)虐待防止委員会に求められる役割は、虐待の未然防止や虐待事案発生時の検証や再発防止策の検討等

※ 小規模な事業所においても過剰な負担とならず、効果的な取組が行えるような取扱いを提示予定。

【例】

- ①協議会や基幹相談支援センター等が実施する研修に事業所が参加した場合も研修を実施したものとみなす。
- ②事業所単位でなく、法人単位での委員会設置も可
- ②委員会には事業所の管理者や虐待防止責任者が参加すればよく、最低人数は設けない

○ R3.3.30改正「運営基準」(虐待の防止)

(障害者支援施設を対象に説明 他の障害福祉サービスも同様に解釈のこと)

「障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準について」

(虐待の防止)

第五十四条の二 指定障害者支援施設等は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 当該指定障害者支援施設等における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- 二 当該指定障害者支援施設等において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
- 三 前二号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

2. 義務化された障害者虐待防止措置内容の把握

○ 障害者虐待防止措置内容3点

① 虐待防止委員会の定期開催と周知

委員会は年1回以上開催し、その内容を周知

※年度に1回ではないので、前年開催時より1年以内に開催のこと

② 全従業員の研修の定期的な実施(年1回以上)

手引きP20~22を参考に研修を実施

③ 虐待防止責任者の設置

- 令和4年度から義務化されています
- 令和6年度から虐待防止措置未実施減算1%適用

3. 「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定」虐待防止関係内容

障害者虐待の防止・権利擁護

虐待防止措置

施設・事業所における障害者虐待防止の取組を徹底するため、障害者虐待防止措置を未実施の障害福祉サービス事業所等について、**虐待防止措置未実施減算（所定単位数の1%を減算）を創設。**

（参考）障害者虐待防止措置

- ① 虐待防止委員会を定期的に関催し、その結果について従業者に周知徹底を図ること。
- ② 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- ③ 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

身体拘束の適正化

- 身体拘束等の適正化の徹底を図るため、施設・居住系サービスについて、身体拘束廃止未実施減算の減算額を5単位から所定単位数の10%に引き上げ。訪問・通所系サービスについて、減算額を5単位から所定単位数の1%に見直す。

（※）施設・居住系：障害者支援施設（施設入所支援のほか、障害者支援施設が行う各サービスを含む）、療養介護、障害児入所施設、共同生活援助、宿泊型自立訓練

訪問・通所系：居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、生活介護、短期入所、自立訓練（宿泊型自立訓練を除く）、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援（障害者支援施設が行う各サービスを除く）

（参考）身体拘束適正化措置

- ① やむを得ず身体拘束等を行う場合、その態様及び時間、利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること。
- ② 身体拘束適正化検討委員会を定期的に関催し、その結果について従業者に周知徹底を図ること。
- ③ 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- ④ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

本人の意向を踏まえたサービス提供（同性介助）

- 施設・事業所において、本人の意思に反する異性介助がなされないよう、サービス管理責任者等がサービス提供に関する本人の意向を把握するとともに、本人の意向を踏まえたサービス提供体制の確保に努めるべき旨を障害福祉サービス事業等の指定基準の解釈通知に明記。

4. 虐待防止委員会の役割

手引きP17

① 虐待防止のための計画作り

- ・ 研修計画
- ・ 職場環境の確認と改善
- ・ 指針やチェックリストの作成
- ・ 掲示物等啓発ツールの作成



② 虐待防止のチェックとモニタリング

- ・ 職員の自己点検
- ・ 支援現場での課題抽出

③ 虐待発生後の検証と再発防止策の検討

※身体拘束適正化委員会を兼ねることも可能

5. 「田原授産所」虐待防止体制整備状況 <虐待防止委員会>

<名 称> 田原授産所 人権擁護・虐待防止委員会

<委員長> 虐待防止責任者 … 施設長

<委 員> 虐待防止担当者 … 主任、副主任、サービス管理責任者
委員に第三者委員、利用者自治会役員等、田原授産所育成会の役員等を加えることができる。

<委員会> 3か月に1回開催

※ 実施状況 … 5月・8月・11月・2月に開催

※ 2月に次年度の内部研修、虐待防止研修、ケース検討会
の企画を検討

※ 5・8・11月は職員の気になる対応検討等

<内 容>

- ・「田原授産所職員倫理綱領」及び「田原授産所職員行動規範」を職員に周知し、行動規範とするよう啓発する。
- ・「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」及び「田原授産所虐待防止のための指針」を職員に周知するとともに「職員自己点検チェック表」を定期的実施し、職員に障害のある方の人権擁護の自覚を促す。
- ・人権擁護や虐待防止に係る研修を年1回以上行うこととする。

6.虐待防止研修の内容

手引き P20~22

- ① 虐待防止や人権意識を高めるための研修
- ② 職員のメンタルヘルスのための研修
- ③ 障害特性を理解する・知識や技術向上のための研修
- ④ 事例検討
- ⑤ 利用者や家族等を対象にした研修



7. 「手引き」P20～22で、研修内容を検討する

考えられる研修の種類

例示

①管理職を含めた職員全体を対象にした虐待防止や人権意識を高めるための研修

- 基本的な職業倫理
- 倫理綱領、行動指針、掲示物の周知（虐待防止の委員会で検討された内容を含めて）
- 障害者虐待防止法等関係法律や通知、指定基準等の理解
- 障害当事者や家族の思いを聞くための講演会
- 過去の虐待事件の事例を知る等
- **職場内研修用冊子の活用**
<https://www.mhlw.go.jp/content/000686501.pdf>

②職員のメンタルヘルスのための研修

怒りの感情への対処法を身につけるための研修としての「アンダーコントロール」

③障害特性を理解し適切に支援が出来るような知識と技術を獲得するための研修

- 障害や精神的な疾患等の正しい理解
- 行動障害の背景、理由を理解するアセスメントの技法
- 自閉症の支援手法（視覚化、構造化等）
- 身体拘束、行動制限の廃止
- 服薬調整
- 他の障害者福祉施設等の見学や経験交流等
- コンサルテーションの導入

④事例検討

- 障害者のニーズを汲み取るための視点の保持
- 個別のニーズを実現するための社会資源等の情報や知識の習得
- 個別支援計画というツールを活用しての一貫した支援及び支援者の役割分担等

⑤利用者や家族等を対象にした研修

「わかりやすい 虐待防止法パンフレット」
<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12200000-Shakaiengokyokushougaihokenfukushibu/0000121196.pdf>

8. 虐待防止研修の企画について(お勧めの研修)

① 「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」の読み合わせ(基本) … 全職員に配布

- ・ 障害者虐待と虐待類型例 (P5~10)
- ・ 通報義務と虐待防止委員会の役割 (P11~20)
- ・ 身体拘束等の適正化に向けて (P34~44)

② 「虐待防止職場内研修冊子」の講義や読み合わせ(基本)

③ 「アンガーマネジメント研修」の受講

④ 「KJ法と三重丸検討でチェックリスト作成」

⑤直近の「障害者虐待実態状況」の把握(基本)

- ・令和3・4年度全国障害者虐待実態調査の把握
- ・令和3・4年度愛知県障害者虐待実態調査の把握

⑥「障害者虐待対応事例集」の活用

- ・「日本知的障害者福祉協会」事例
- ・「岡山県事例集」(平成25年) ・「千葉県事例集」(平成27年)
- ・「長崎県事例集」(平成28年) ・「神奈川県事例集」(平成29年)
- ・「栃木県事例集」(平成31年)

⑦「アンコンシャスバイアス(無意識の思い込み)研修」の受講

9. 田原授産所研修紹介 <令和5年度虐待防止研修・ケース検討会>

(参考)田原授産所 令和5年度 内部研修会

<4月>

(日時)4月13日(木) 17:00~18:30
(内容)ケース検討手法研修「小野式インシデント・プロセス法の理解」
(講師)(福)新城福祉会 レインボーはうす 施設長 長坂 宏 氏

<5月>

(日時)5月11日(木) 17:00~18:30
(内容)障害福祉関係職員基礎研修「服部ゼミナール 令和5年度第1回」
(講師)臨床心理士 元椛山女学園大学 教育学部教授 服部次郎 先生

<6月>

(日時)6月8日(木) 17:00~18:30
(内容)障害福祉基礎研修「精神障害の理解Ⅱ」
(講師)可知記念病院 精神保健福祉士 佐藤大介 氏

<7月>

(日時)7月13日(木) 17:00~18:30
(内容)ケース検討手法研修「ABC分析ケース検討の理解」
(講師)公認心理士 たくと大府 施設長 林 大輔 氏

<8月>

(日時)8月10日(木) 17:00~18:30
(内容)障害福祉関係職員基礎研修「服部ゼミナール 令和5年度第2回」
(講師)臨床心理士 元椛山女学園大学 教育学部教授 服部次郎 先生

<9月>

(日時)9月14日(木) 17:00~18:30
(内容)救急法研修「AED使用法等救急法の理解」
(講師)日本赤十字社救急法指導員 サポートくすの木 管理者 村崎正明 氏

<10月>

(日時)10月12日(木) 17:00~18:30
(内容)メンタルヘルス研修「アンコンシャスバイアスセミナー」
(講師)アンコンシャスバイアス研究所認定トレーナー 鎌田博幸

<11月>

(日時)11月9日(木) 17:00~18:30
(内容)障害福祉関係職員基礎研修「服部ゼミナール 令和5年度第3回」
(講師)臨床心理士 元椛山女学園大学 教育学部教授 服部次郎 先生

<12月>

(日時)12月14日(木) 17:00~18:30
(内容)メンタルヘルス研修「脳ダイエット研修」
(講師)脳ダイエットインストラクター 平居久美 氏

<1月>

(日時)1月11日(木) 17:00~18:30
(内容)権利擁護研修「意思決定支援をふまえた成年後見制度について」
(講師)尾張東部権利擁護支援センター「あすライツ」 住田敦子 氏

<2月>

(日時)2月8日(木) 17:00~18:30
(内容)障害福祉関係職員基礎研修「服部ゼミナール 令和5年度第4回」
(講師)臨床心理士 元椛山女学園大学 教育学部教授 服部次郎 先生

<3月>

(日時)3月14日(木) 17:00~18:30
(内容)コミュニケーション研修「笑顔のコーチング研修」
(講師)ハロードリーム認定笑顔のコーチングファシリテーター 林 ともみ 氏

※ 4月25日・10月31日 17:30~18:30 「身体拘束適正化・虐待防止研修」

※ 5~9月、11~3月 最終火曜日 17:30~18:30 「ケース検討」

10. 「身体拘束等の適正化の推進」で令和4年度から義務化された内容はなんでしょう？

- ① 身体拘束等を行った場合、その態様や時間等を（ ）すること

※訪問系サービスは令和3年度、他は平成30年度から義務化済み

- ② 身体拘束等の適正化を検討する委員会の設置
「委員会」は少なくとも年（ ）回は開催すること

- ③ 身体拘束等の適正化のための（ ）の整備

- ④ 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための（ ）の実施

身体拘束等の適正化の推進

- 身体拘束等の適正化の更なる推進のため、運営基準において施設・事業所が取り組むべき事項を追加するとともに、減算要件の追加を行う。

※療養介護、生活介護、短期入所、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設

- 訪問系サービスについても、知的障害者や精神障害者も対象としており、身体拘束が行われることも想定されるため、運営基準に「身体拘束等の禁止」の規定を設けるとともに、「身体拘束廃止未実施減算」を創設する。

※居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援

運営基準

以下、②から④の規定を追加する（訪問系以外のサービスについては、①は既に規定済）。訪問系サービスについては、①から④を追加する。

②から④の規定は、令和3年4月から努力義務化し、令和4年4月から義務化する。なお、訪問系サービスにおいて追加する①については、令和3年4月から義務化する。

- ① 身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること。
- ② 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- ③ 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- ④ 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

※ 虐待防止の取組で身体拘束等の適正化について取り扱う場合には、身体拘束等の適正化に取り組んでいるものとみなす。

減算の取扱い

運営基準の①から④を満たしていない場合に、基本報酬を減算する。（身体拘束廃止未実施減算5単位/日）

ただし、②から④については、令和5年4月から適用する。

なお、訪問系サービスについては、①から④の全てを令和5年4月からの適用とする。

○ R3.3.30改正「運営基準」(身体拘束等の禁止)

(障害者支援施設を対象に説明 他の障害福祉サービスも同様に解釈のこと)

「障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準について」

(身体拘束等の禁止)

第四十八条 指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)を行ってはならない。

- 2 指定障害者支援施設等は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
- 3 指定障害者支援施設等は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - 一 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
 - 二 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
 - 三 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

11.義務化された身体拘束適正化措置内容の把握

○身体拘束適正化措置内容4点

- ① やむ得ず行う身体拘束等の記録の実施
- ② 身体拘束適正化検討委員会の定期開催と周知
委員会は年1回以上開催し、その内容を周知
- ③ 身体拘束等適正化の指針の整備
- ④ 全従業者の身体拘束適正化研修を定期的実施
手引きP34~44内容、事例検討等の研修を実施
 - 令和4年度から義務化されています
 - 令和5年度から身体拘束廃止未実施減算(5単位)適用
 - 令和6年度から施設・居住系サービスは10%減算に変更
 - 令和6年度から訪問・通所系サービスは1%減算に変更

12. 「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定」虐待防止関係内容

障害者虐待の防止・権利擁護

虐待防止措置

施設・事業所における障害者虐待防止の取組を徹底するため、障害者虐待防止措置を未実施の障害福祉サービス事業所等について、虐待防止措置未実施減算（所定単位数の1%を減算）を創設。

（参考）障害者虐待防止措置

- ① 虐待防止委員会を定期的に関催し、その結果について従業者に周知徹底を図ること。
- ② 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- ③ 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

身体拘束の適正化

○ 身体拘束等の適正化の徹底を図るため、施設・居住系サービスについて、身体拘束廃止未実施減算の減算額を5単位から所定単位数の10%に引き上げ。訪問・通所系サービスについて、減算額を5単位から所定単位数の1%に見直す。

（※）施設・居住系：障害者支援施設（施設入所支援のほか、障害者支援施設が行う各サービスを含む）、療養介護、障害児入所施設、共同生活援助、宿泊型自立訓練

訪問・通所系：居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、生活介護、短期入所、自立訓練（宿泊型自立訓練を除く）、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援（障害者支援施設が行う各サービスを除く）

（参考）身体拘束適正化措置

- ① やむを得ず身体拘束等を行う場合、その態様及び時間、利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること。
- ② 身体拘束適正化検討委員会を定期的に関催し、その結果について従業者に周知徹底を図ること。
- ③ 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- ④ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

本人の意向を踏まえたサービス提供（同性介助）

○ 施設・事業所において、本人の意思に反する異性介助がなされないよう、サービス管理責任者等がサービス提供に関する本人の意向を把握するとともに、本人の意向を踏まえたサービス提供体制の確保に努めるべき旨を障害福祉サービス事業等の指定基準の解釈通知に明記。

13.身体拘束適正化委員会の役割

手引きP17~18

① 身体拘束適正化のための計画作り

- ・ 身体拘束適正化研修計画
- ・ 職場環境の確認と改善
- ・ 掲示物等啓発ツールの作成



② 身体拘束に関するチェックとモニタリング

③ 身体拘束の廃止・適正化に向けた検討

※ 委員会は年一回以上開催し、全職員への周知が必要

14. 「田原授産所」虐待防止体制整備状況 <身体拘束適正化検討委員会>

<名 称> 田原授産所 身体拘束適正化検討委員会

<委員長> 虐待防止責任者 … 施設長

<委 員> 虐待防止担当者 … 主任、副主任、サービス管理責任者および
作業班長

委員に第三者委員、利用者自治会役員等、田原授産所育成会の役員等を加えることができる。

<委員会> 6か月に1回開催

※ 実施状況 3月と9月（モニタリング実施月に開催）

※ 一時的な行動制限対応を行う利用者さんの対応確認と前回から今回までの適正化に向けた取り組み状況確認

<内 容> ・「身体拘束ゼロへの手引き」「田原授産所身体拘束の適正化のための指針」を職員に周知するとともに、職員が利用者に対し緊急やむを得ず身体拘束を行うときは、委員会を開催して身体拘束の内容を検討する。

15. 「手引き」P20～22で、研修内容を検討する

考えられる研修の種類	例示
①管理職を含めた職員全体を対象にした虐待防止や人権意識を高めるための研修	<ul style="list-style-type: none">• 基本的な職業倫理• 倫理綱領、行動指針、掲示物の周知（虐待防止の委員会で検討された内容を含めて）• 障害者虐待防止法等関係法律や通知、指定基準等の理解• 障害当事者や家族の思いを聞くための講演会• 過去の虐待事件の事例を知る等• 職場内研修用冊子の活用 <p>https://www.mhlw.go.jp/content/000686501.pdf</p>
②職員のメンタルヘルスのための研修	怒りの感情への対処法を身につけるための研修としての「アンダーコントロール」
③障害特性を理解し適切に支援が出来るような知識と技術を獲得するための研修	<ul style="list-style-type: none">• 障害や精神的な疾患等の正しい理解• 行動障害の背景、理由を理解するアセスメントの技法• 自閉症の支援手法（視覚化、構造化等）• 身体拘束、行動制限の廃止• 服薬調整• 他の障害者福祉施設等の見学や経験交流等• コンサルテーションの導入
④事例検討	<ul style="list-style-type: none">• 障害者のニーズを汲み取るための視点の保持• 個別のニーズを実現するための社会資源等の情報や知識の習得• 個別支援計画というツールを活用しての一貫した支援及び支援者の役割分担等
⑤利用者や家族等を対象にした研修	「わかりやすい 虐待防止法パンフレット」 https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12200000-Shakaiengokyokushougaihokenfukushibu/0000121196.pdf

16. 「障害者虐待防止」に取り組むポイント

① 「障害者虐待防止」のための教科書とガイドブックを配布する

○「障害者虐待防止」のための教科書は

「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」

○「障害者虐待防止」のためのガイドブックは

「障害者虐待防止法の理解と対応(職場内研修用冊子)」

障害者福祉施設等における
障害者虐待の防止と対応の手引き

令和6年7月

厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部
障害福祉課 地域生活・発達障害者支援室
こども家庭庁支援局障害児支援課

障害者福祉施設、障害福祉サービス事業所における
障害者虐待防止法の理解と対応



職場内研修用冊子
平成26年10月

② 「障害者虐待防止」に取り組む担当者を決める

○「障害者虐待防止」に取り組む担当者は

「虐待防止委員会」「身体拘束適正化検討委員会」の委員

○「障害者虐待防止」に取り組む担当責任者は

「虐待防止委員会」「身体拘束適正化検討委員会」の委員長

※ 委員長は管理者が担うのが望ましい

③ 担当者は研修計画を立てる

○担当者「手引き」を参考にして、研修計画を立てる

④ 担当者は研修を行う

○担当者は「手引き」と「研修用冊子」を使いこなす